

# 決算常任委員会総括質疑順位

令和5年（2023年）11月6日

発言時間(答弁時間を含む)

- |   |       |             |       |
|---|-------|-------------|-------|
| 1 | 江口礼四郎 | （大阪維新の会）    | 80分以内 |
| 2 | 玉井美樹子 | （日本共産党）     | 60分以内 |
| 3 | 浜川 剛  | （公明党）       | 40分以内 |
| 4 | 五十川有香 | （市民と歩む議員の会） | 20分以内 |

令和5年11月  
決算常任委員会

## 発言通告書

令和5年 10月 31日

吹田市議会決算常任委員会委員長 西岡 友和 様

会 派 名

大阪維新の会

吹田市議会決算常任委員会委員 江口 礼四郎

次のとおり発言したいから、吹田市議会決算常任委員会に関する運営要領第13条第2項、第7項及び第8項の規定により通告します。

発言の種類	総 括 質 疑
質問方式	一 問 一 答 方 式
発 言 の 要 旨	
<ul style="list-style-type: none"><li>○ 吹田市職員の時間外勤務手当の不正受給について【総務部・福祉部・市長】</li><li>○ 著作権侵害に関する吹田市の対応について【都市魅力部・市長】</li></ul>	

備考・発言通告書の提出期限は、10月31日（火）午後3時までです。

・発言の要旨の記載は、所管部(室・課)が分かるように具体的に記入してください。

令和5年11月  
決算常任委員会

## 発 言 通 告 書

2023年 10月 31日

吹田市議会決算常任委員会委員長 西岡 友和 様

会 派 名

日本共産党

吹田市議会決算常任委員会委員 玉井美樹子

次のとおり発言したいから、吹田市議会決算常任委員会に関する運営要領第13条第2項、第7項及び第8項の規定により通告します。

発言の種類	総 括 質 疑
質問方式	一 問 一 答 方 式
発 言 の 要 旨	
<ul style="list-style-type: none"><li>・待機児童問題の受け止めと対策について【児童部・副市長・市長】</li><li>・学校規模適正化について【学校教育部・教育長・市長】</li><li>・まちなかりビング北千里について【地域教育部・市民部・児童部・副市長・市長】</li><li>・シティープロモーションに関わる著作権について【都市魅力部・両副市長・市長】</li></ul>	

備考・発言通告書の提出期限は、10月31日（火）午後3時までです。

・発言の要旨の記載は、所管部(室・課)が分かるように具体的に記入してください。

令和5年11月  
決算常任委員会

## 発言通告書

令和 5 年 1 0 月 3 1 日

吹田市議会決算常任委員会委員長 西岡 友和 様  
会 派 名 公明党

吹田市議会決算常任委員会委員 浜川 剛

次のとおり発言したいから、吹田市議会決算常任委員会に関する運営要領第13条第2項、第7項及び第8項の規定により通告します。

発言の種類	総 括 質 疑
質問方式	一 問 一 答 方 式
発 言 の 要 旨	
<p>一、適正な勤務環境構築について【総務部、市長】</p> <p>一、人事評価体制について【総務部、市長】</p> <p>一、自治会活動の支援事業について【市民部、市長】</p> <p>一、教員の人事権移譲について【総務部、学校教育部、市長】</p> <p>一、水路の不法占用について【下水道部、市長】</p> <p>一、自転車通行空間の整備について【土木部、市長】</p>	

備考・発言通告書の提出期限は、10月31日（火）午後3時までです。

・発言の要旨の記載は、所管部(室・課)が分かるように具体的に記入してください。

令和5年11月  
決算常任委員会

## 発言通告書

2023年 10月 31日

吹田市議会決算常任委員会委員長 西岡 友和 様

会 派 名 市民と歩む議員の会

吹田市議会決算常任委員会委員 五十川 有香

次のとおり発言したいから、吹田市議会決算常任委員会に関する運営要領第13条第2項、第7項及び第8項の規定により通告します。

発言の種類	総 括 質 疑
質問方式	一 問 一 答 方 式
発 言 の 要 旨	
<p>◎職員人事体制等について 【総務部・副市長・市長】</p> <p>◎予算の流用等や財政調整基金について【副市長・市長】</p> <p>◎イベント等における合理的配慮について【福祉部・都市魅力部・副市長】</p> <p>◎行政計画等作成の実態について【行政経営部・総務部・市長】</p>	

備考・発言通告書の提出期限は、10月31日（火）午後3時までです。

・発言の要旨の記載は、所管部(室・課)が分かるように具体的に記入してください。